

## 瑞穂町最低制限価格設定要領

〔平成22年5月31日  
訓令第14号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、瑞穂町が発注する工事又は製造その他の請負契約に係る競争入札について、瑞穂町契約事務規則（昭和40年規則第3号。以下「規則」という。）第30条の規定に基づき、最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、規則の例による。

(対象の契約)

第3条 最低制限価格を設ける契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。ただし、規則第27条の規定により、最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者として決定するときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事、製造その他の請負契約のうち、競争入札に付すもの
- (2) 予定価格が130万円以上1,000万円未満の工事、製造その他の請負契約に係る競争入札のうち、町長が特に必要と認めるもの

(予定価格を記載した書面への記載)

第4条 最低制限価格を設ける場合は、規則第17条に規定する予定価格を記載した書面に当該最低制限価格を併せて記載する。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、当該最低制限価格を電子入札サービスに登録するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設けて入札を行うときは、規則第8条に規定する入札について公示する事項又は規則第38条に規定する入札事項の通知に、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 最低制限価格を設けていること。
- (2) 最低制限価格を設けた入札において、入札価格（消費税額及

び地方消費税額を加えた額)が最低制限価格に満たないときは、その入札者を失格とし、再度の入札に参加できないものとする  
こと。

(入札経過調書への記載)

第6条 最低制限価格を下回った入札者を落札者としなないときは、規則第31条に規定する入札経過調書に、当該入札者について最低制限価格を下回ったため落札者としなない旨を記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月26日訓令第19号)

この訓令は、発令の日から施行する。